

「油・断・快適！下水道～下水道に油を流さないで～」キャンペーン キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。鍋や食器に付いた油污れは、洗う前にふき取りましょう。この行動が川や海の良い水環境にもつながります。

問合せ 都市計画課 ☎ 557—7681

10月1日は、「浄化槽の日」
浄化槽をお使いの皆さまへ

【メンテナンスは定期的に】
浄化槽は、生活環境の保全および公衆衛生の向上に必要な施設です。しかし、適正な維持管理を行わなければ十分に機能を発揮できません。浄化槽法では、浄化槽を使用する方に三つの義務を定めています。

①保守点検
都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業

②清掃
市町村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業

③法定検査
知事が指定した機関が実施する①と②の状況等を客観的に判断する検査

気持ちよく生活できるように
①から③を実施し、適正な維持管理をお願いします。また、下水道接続等により浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に届出をお願いします。

問合せ 東京都多摩環境事務所廃棄物対策課
浄化槽係
☎ 528—2692

【調査・説明のため訪問します】
東京都では、浄化槽を使用している家庭や事業所を対象に、使用状況の調査や適正な維持管理方法について説明するための訪問を今月から順次予定しています。

浄化槽の機能を十分に発揮させ、水環境の保全にご協力をお願いします。

問合せ 東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課施設審査係
☎ 03（5388）3583

ミニシクラメンの寄せ植え体験

シクラメン街道の花き農家主催の教室です。今回は、ミニシクラメンの寄せ植えと管理の仕方を体験できます。

【1回目】
日時 10月26日(水)
午後1時30分～3時

場所 西村園芸（箱根ヶ崎1163番地）

【2回目】
日時 10月30日(日)
午後1時30分～3時

場所 中垣園芸（長岡長谷部162番地）

定員 各18名（先着順）

※初めて参加される方を優先します。

参加費 2000円

講師 シクラメン街道花^{かき}卉研究会

申込み 産業課
☎ 557—7630

秋の家畜ふれあいデー

秋の一日に、広場で家畜とのふれあいを体験してみませんか。

日時 10月22日(土)
午前9時30分～午後3時

※荒天中止

場所 (公財)東京都農林水産振興財団（青梅市新町6-7-1）

内容 牛の乳しぼり、ソルゴー畑迷路、関係団体による乳牛のコンテスト、都内農畜産物の販売等

※車での来場およびペット同伴での来場はご遠慮ください。

問合せ (公財)東京都農林水産振興財団青梅事業所
☎ 0428（31）2171

行政相談週間
10月17日～23日

この週間は、行政相談制度を広く国民の皆さまに利用していただくために設けているものです。特に今年は、同制度発足50周年に当たります。町でも行政相談委員が次のとおり行政相談所を開設いたします。

日時 10月20日(木)
午前9時30分～11時30分

場所 町民会館1階会議室

内容 年金、保険、福祉、道路、郵便、旅客運輸関係等

相談員 榎本喜一さん（行政相談委員）

※行政相談週間以外でも相談を受け付けています。

日時 毎月第3木曜日
午前9時30分～11時30分

※次のところでも相談できます。

「行政苦情110番」（東京行政評価事務所）
☎ 0570-090110

☎ 03（5331）1761

※PHS、IP電話などをご利用の場合。

☎ 03（3363）1100

問合せ 総務課
☎ 557-0531

行政書士会による無料相談会

日時 10月28日(金)
午前10時～午後4時

場所 町民会館1階会議室

内容 相続・遺言・契約・各種許認可など暮らしの手続きや書類作成等の相談

相談員 東京都行政書士会多摩西部支部会
問合せ 東京都行政書士会多摩西部支部
☎ 557-1751

多摩西人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業講演と音楽のついで

日時 10月16日(日)
午後1時30分～4時

場所 奥多摩町立古里小学校体育館（奥多摩町小丹波75番地）

内容 作家・作詞作曲家 新井満さんによる講演会「千の風になつて」

定員 600名

費用 無料

※満員になり次第入場を制限します。

申込み 不要です。

つけましたか？ 住宅用火災警報器 全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災を早期に発見することで初期消火や通報などの行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減されます。大切な家族や財産を守るため、一日も早く設置しましょう。

問合せ 福生消防署 警防課 ☎ 552—0119

町税等の納め忘れはありませんか

納期を過ぎた町・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料をまだ納めていない方は、至急納めてください。

毎週木曜日は、午後8時まで税務課で納付できます。

※納税の際は、釣り銭の無いようお願いします。

納税には、便利な口座振替をご利用ください。

問合せ 税務課
☎ 557-7529

ご存知ですか
国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めると、満額の年金を受け取ることができます。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25

年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができま（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

※海外に在住する日本国籍の方も任意加入することができます。

問合せ 住民課
☎ 557-7578

▼青梅年金事務所
☎ 0428（30）3410

国民健康保険
被保険者証を更新しました

国民健康保険被保険者証は2年に一度更新をしています。平成25年9月30日まで有効の被保険者証を9月に簡易書留で郵送しましたが、「転送不要」としてありますので、一時転居をしている場合などは届かないことがあります。被保険者証が届いていない方は、住民課国保係で保管しています。国保係の窓口まで身分確認のできる運転免許証、有効期限切れの被保険者証等を持ってお越しください。

お知らせ

10月より町で交付する証明書等の様式が変わります

住民基本台帳システム等の変更により、印鑑登録証明書のサイズが、A5からA4に変更になるほか、住民票の写し等の様式が変わります。また、町税に関する証明書等の様式も変わります。

問合せ 住民課
☎ 557-7548

▼税務課
☎ 557-7519

今月の納期

◎町・都民税……………第3期
◎国民健康保険税……………第4期
◎介護保険料……………第4期
◎後期高齢者医療保険料…第4期
納期は10月31日(月)です。

問合せ 税務課 ☎ 557—7529

不用品交換

※費用が掛かるものがあります

ゆずります

▶食器セット（おわん、お茶わん等30個）▶自転車（小学生女子用）▶瑞中体操着Tシャツ▶介護用ベッド▶ベビーベッド▶ベビー服（女子用・冬物70センチ位）▶釣り具（リール）▶二中制服（女子用）

ゆずってください

▶自転車▶おもちゃ（幼児用）▶ベビー服（女子用90センチ位）▶CDデッキ▶瑞中セバレート水着▶レコードプレーヤー

問合せ 産業課 ☎ 557—7633

防災行政無線のチャイムの時間を変更

10月1日から防災行政無線のチャイムの時間が午後4時30分になります。

問合せ 地域課 ☎557—7610